

平成11年度 社会 保 障 費

——解説と分析——

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2001年(平成13年)12月13日「平成11年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成11年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式はHTML形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容もPDFファイルのダウンロード形式で提供されている。

第1部 解 説 編

I 平成11年度社会保障給付費の概要

- 1 平成11年度の社会保障給付費は75兆417億円であり、対前年度増加額は2兆9,007億円、伸び率は4.0%である。平成10年度以降、給付費の対前年度伸び率は低い水準を維持して推移してきている。
- 2 社会保障費の対国民所得比は19.60%となり、過去最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前年度伸び率が0.2%と低調だったことによる。
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は59万2,300円で、対前年度伸び率は3.9%となっている。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が26兆3,953億円で総額に占める割合は35.2%、「年金」が39兆9,112億円で総額に占める割合は53.2%、「福祉その他」が8兆7,352億円で11.6%である。構成割合は前年と変わらなかった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は3.9%である。平成9～10年度にかけて、被用者保険の自己負担割合の拡大により低かった伸びは、再び上昇の傾向にある。
- 6 「年金」の対前年度伸び率は3.9%であり、給付費の3部門推計を始めて以来の低い伸びだった。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は5.0%、前年の伸び率を3.0ポイント下回っている。
- 8 機能別分類において、最も大きいのは「高齢」(33兆6,477億円)について「保健医療」(26兆787億円)である。これら上位2機能分類で、総額の79.6%を占める。
- 9 上位2機能以外では例年と変わらず大きい順に、「遺族」(5兆7,326億円)「失業」(2兆8,037億円)「家族」(2兆360億円)「障害」(1兆8,465億円)「生活保護その他」(1兆6,741億円)「労働災害」(1兆449億円)「住宅」(1,776億円)となっている。
- 10 対前年度伸び率では「住宅」の12.3%がとくに大きくなっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成10年度	平成11年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	721,411 (100.0)	750,417 (100.0)	29,007 億円	4.0 %
医療	254,077 (35.2)	263,953 (35.2)	9,875	3.9
年金	384,105 (53.2)	399,112 (53.2)	15,007	3.9
福祉その他	83,228 (11.5)	87,352 (11.6)	4,124	5.0

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料の表1に該当。

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成10年度	平成11年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	721,411 (100.0)	750,417 (100.0)	29,007 億円	4.0 %
高齢	322,287 (44.7)	336,477 (44.8)	14,190	4.4
遺族	55,611 (7.7)	57,326 (7.6)	1,715	3.1
障害	18,025 (2.5)	18,465 (2.5)	440	2.4
労働災害	10,639 (1.5)	10,449 (1.4)	△189	△1.8
保健医療	251,640 (34.9)	260,787 (34.8)	9,147	3.6
家族	19,310 (2.7)	20,360 (2.7)	1,050	5.4
失業	26,742 (3.7)	28,037 (3.7)	1,295	4.8
住宅	1,581 (0.2)	1,776 (0.2)	195	12.3
生活保護その他	15,576 (2.2)	16,741 (2.2)	1,165	7.5

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料では表4に該当。

II 平成11年度社会保障財源の概要

公表資料では、第10表および第11表で財源の推移を示した。前者は第18次までの調査票に、後者は第19次の調査票に基づいて集計された。

1 収入総額96兆9,265億円である。

注) 収入総額とは、社会保障給付費の財源に加えて、積立金への繰入・管理費および給付外の施設整備費の財源も含む。

2 大項目では「社会保険料」が54兆5,285億円で、収入総額の56.3%を占める。次に「税」

表3 項目別社会保障財源

(単位：百万円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
合計	85,124,526	87,081,417	90,067,693	89,218,799	96,926,467
I 社会保険料	51,222,116	52,708,994	54,815,077	54,973,713	54,528,481
事業主拠出	26,807,523	27,464,906	28,583,392	28,644,912	28,427,077
民間事業主拠出	21,750,624	22,327,796	23,338,437	23,401,548	23,243,086
公的事業主拠出	5,056,899	5,137,110	5,244,955	5,243,364	5,183,991
被保険者拠出	24,414,593	25,244,088	26,231,685	26,328,801	26,101,404
被用者拠出	19,290,417	19,885,883	20,701,182	20,738,659	20,398,403
自営業者及び年金受給者拠出	5,124,176	5,358,205	5,530,503	5,590,142	5,703,002
II 税	20,790,117	21,330,400	21,753,334	21,988,211	24,661,026
普通税	20,790,117	21,330,400	21,753,334	21,988,211	24,661,026
国	16,568,263	16,832,857	17,110,856	17,168,107	19,504,855
地方	4,221,854	4,497,543	4,642,477	4,820,105	5,156,171
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	13,112,292	13,042,023	13,499,282	12,256,875	17,736,960
資産収入	9,811,789	9,629,574	10,382,452	8,965,329	14,270,660
その他	3,300,503	3,412,448	3,116,830	3,291,546	3,466,300
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—
対前年度比 (%)					
	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
合計	6.98	2.30	3.43	△ 0.94	8.64
I 社会保険料	7.85	2.90	4.00	0.29	△ 0.81
事業主拠出	7.46	2.45	4.07	0.22	△ 0.76
民間事業主拠出	8.25	2.65	4.53	0.27	△ 0.68
公的事業主拠出	4.22	1.59	2.10	△ 0.03	△ 1.13
被保険者拠出	8.28	3.40	3.91	0.37	△ 0.86
被用者拠出	9.56	3.09	4.10	0.18	△ 1.64
自営業者及び年金受給者拠出	3.75	4.57	3.22	1.08	2.02
II 税	6.74	2.60	1.98	1.08	12.16
普通税	6.74	2.60	1.98	1.08	12.16
国	5.57	1.60	1.65	0.33	13.61
地方	11.60	6.53	3.22	3.83	6.97
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	4.05	△ 0.54	3.51	△ 9.20	44.71
資産収入	4.79	△ 1.86	7.82	△ 13.65	59.18
その他	1.91	3.39	△ 8.66	5.61	5.31
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

注) 公表資料の第11表に該当。

この表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。

が 24 兆 6,610 億円で、収入総額の 25.4% を占める。

- 3 社会保険料収入が対前年比較で減少したのは、本推計を始めて以来のことである。
- 4 「他の収入」は資産収入の伸び (59.18%) によって飛び抜けて大きくなった。これは平成 11 年度において、厚生年金基金等の基金運用益が、国内の株式相場の好転により大きくなったことによる。注) 11 年度の時価ベース運用利回りが 13.09% を記録した。

第 2 部 分 析 編

I 「社会保険中心財源」の特徴

日本の社会保障財源は全体の 6 割近くを社会保険料収入に依存している。財源構造の国際比較からみてもドイツに近い構成をとっており、「社会保険中心財源」となっている。社会保障制度が社

会保険料中心財源で運営されていることの特徴とは負担者である勤労者及び事業主の懐具合と人数の変動によって財源全体が大きく左右されることである。加えて、現状では公的年金制度で多額の積立金を保有していることが、運用収益の変化による資産収入の激しい増減という現象を生み出している。前出の「表 3 項目別社会保障財源」でわかるように、ここ数年の動きは、「社会保険中心財源」の特徴を端的に表す動きとなっている。

前回推計 (平成 10 年度) では社会保障収入総額が推計開始以来対前年比較で減少した。原因は資産収入の減少すなわち公的年金の積立金運用益が減少したことにある¹⁾。しかし前年の収入減少の影響から、平成 11 年度の収入総額は対前年比で 8.64% の高い伸び率を記録した²⁾。この伸びの要因は、前述の財源概要に示したように、厚生年金基金の資産収入の急激な増加が寄与していたものである。しかし運用益は景気変動に影響をうける。事実過日公表された厚生年金基金の資金運用

表 4 被用者保険の被保険者数と標準報酬月額推移 (平成 10~11 年度)

標準報酬月額の平均		(単位: 円)	
	平成 10 年度	平成 11 年度	対前年度差
政管健保	292,492	290,719	△ 1,773
法第 69 条の 7	13,555	13,563	8
組合健保	369,053	369,209	156
船員保険	375,800	374,737	△ 1,063
共済組合	428,950	441,284	12,334
国保	2,274 千円 (平成 9 年年額)	2,081 千円 (平成 10 年年額)	△ 193 千円
厚生年金保険	316,186	315,353	△ 833
被保険者数		(単位: 千人)	
	平成 10 年度	平成 11 年度	対前年度差
医療保険 (被用者保険)			
政管健保	19,685	19,527	△ 158
法第 69 条の 7	38	34	△ 4
組合健保	15,650	15,394	△ 256
船員保険	94	89	△ 5
共済組合	4,538	4,522	△ 16
年金保険			
第 1 号被保険者	20,426	21,175	749
第 3 号被保険者	11,818	11,686	△ 132
第 2 号被保険者	38,259	37,754	△ 505
厚生年金保険	32,957	32,481	△ 476
共済組合	5,302	5,273	△ 29

実態調査によると、平成12年度の運用利回りは時価ベースで-9.83%と再び減少した³⁾。

今回社会保険料収入が対前年比で推計開始後初めて減少した。表3でわかるように、自営業者及び年金受給者抛除以外のすべての社会保険料抛除が減少した結果である。これは被用者保険における被保険者数の減少と被保険者の標準報酬月額の下落が原因である。一方で、国民年金第1号被保険者や国民健康保険など被用者以外の制度加入者数は増加し、保険料収入も増えている。

すなわち、日本の社会保障は社会保険中心財源であることに変わりがないものの、被用者制度から非被用者制度（地域保険）へシフトしているのである。その背後には、高齢化による非就労者の増大と景気の低迷による失業者の増大や賃金の伸びの鈍化がある。例えば医療保険においては、すべての被用者制度の被保険者数が減少していることから、皆保険の原則からすると国民健康保険への移動が行われたと考えられる。

II 税財源の変動要因

平成11年度の財源において、税財源が12.16%の上昇を記録した。特に国庫負担の伸び率は13.61%と大きくなっている。国庫分が2兆3,367億円の伸び、また地方分が3,361億円の増加となった。国庫分の増加分のうち、7,988億円については厚生年金の増で、平成10年度まで行われた国庫負担繰り延べが平成11年度には行われなかったことによるものである。また、4,912億円は、政管健保において国庫負担繰り延べ分の返還(4,183億円)がなされたことによるものである。その他、3,437億円は国民健康保険、2,984億円は老人保健のそれぞれ給付増によるものである。一方、地方分の増加分3,361億円は、社会福祉の増加により1,264億円、老人保健の増加により1,096億円、生活保護の増加により319億円、これらの費用の合計で説明できる。

すなわち11年度の国庫負担の増加は「繰り延べ」⁴⁾にかかる特殊事情で増加したが、地方負担は地方自治体の負担割合が固定された制度におけ

表5 年金の繰り延べ実態

国庫負担の繰り延べ額		(単位:億円)	
厚生年金	昭和61年度	3,040	
	昭和62年度	3,600	
	昭和63年度	3,600	
	平成元年度	3,240	
	平成7年度	4,150	
	平成8年度	8,000	
	平成9年度	7,200	
	平成10年度	7,000	
	国民年金	平成6年度	2,082
		平成7年度	2,372

表6 政府管掌健康保険の繰り延べ実態

政府管掌健康保険の国庫補助繰り延べ

(単位:億円)

年度	繰り延べ		返還	
	元本分		元本分	
昭和60	939			
61	1,300			
62	1,350			
63	650			
平成元	400			
5	1,300			
6	1,200			
7 補正予算			1,543	
8 補正予算			1,413	
11 補正予算			4,183	
計	7,139		7,139	

る給付の増加に起因していた。

III 過去最低になった「年金」伸び率

社会保障給付費「年金」の伸び率は、推計開始以来過去最低の3.9%となった(推計開始は昭和25年度、伸び率は昭和26年度)。その要因を第1に社会保障給付費全体の伸びに「年金」の伸びが与える影響から考察した。表7は伸び率の要因分析結果である。社会保障給付費全体の伸び率4.0%のうち「年金」給付が与えた影響は2.07%であった。また、「年金」の内訳を見ると、受給者増分が1.34%、年金額の改定分・その他が0.73%となっている。

第2に受給者数や受給年金平均額等の影響を見

る。表8は公的年金受給者数の推移である。近年の傾向1995年度から1999年度を観察すると、公的年金受給者数の対前年度増加率が1999年度(平成11年度)で最も低くなり2.5%になっている³⁾。このことから「年金」の伸び率が低かった要因の一つとして公的年金受給者数の伸びが低かったことが考えられる。

次に1人当たりの年金額変動の要因として、①物価スライド率の改定、②被保険者期間、③標準報酬月額、④給付乗率、等を考える。

まず、物価スライド率は、1999年度(平成11年度)は0.6%であり、過去10年間(平成2年から平成11年)では低い水準にとどまっており、10年度から11年度の低い年金給付伸び率の要因の一つと考えられる。なお、平成12年度並びに

13年度においては、物価スライドは0%であったため、他の要因に変化がなければ、平成12年度以降もひきつづき低い「年金」給付伸び率になることが予想できる。

次に年金受給者の被保険者期間や標準報酬月額の変化を見た。過去5年間(平成7年度から平成11年度)の厚生年金受給者の平均被保険者期間と平均標準報酬月額の推移を表9でしめた。表9の括弧内の値は対前年度伸び率である。対前年度伸び率を見ると平均被保険者期間・平均標準報酬月額ともコンスタントに延びている。ここからは、年金給付額の伸びを抑制する要因は見られない。

次に給付乗率について考察してみる⁴⁾。給付乗率が大幅に変更されたのは基礎年金部分が導入された60年改正の時である。60年改正前の給付乗率は1000分の10であった(昭和40年に1000分の5から1000分の6へ引き上げ)。1000分の10であった給付乗率が60年改正によって最低で1000分の7.5まで引き下げられた。ただし表10でわかるように、生年月日によって下げ幅は細かく調整され、昭和21年4月2日以降に生まれた人からはすべて1000分の7.5に固定されている。

平成11年(1999年)で年金受給を開始し始め

表7 要因分析

(単位：%)

給付費の伸び率	4
年金分	2.07
(内訳)	
受給者増分	1.34
年金額の改訂分・その他の分	0.73

表8 公的年金受給者数

(単位：千人)

	1995年度 平成7年度	1996年度 平成8年度	1997年度 平成9年度	1998年度 平成10年度	1999年度 平成11年度
国民年金	14,751	15,611	16,585	17,469	18,362
旧法拠出制	7,853	7,543	7,228	6,892	6,554
(新)基礎年金	6,898	8,067	9,357	10,576	11,808
基礎のみ(再掲)	3,814	4,233	4,686	5,097	5,481
厚生年金保険	13,621	14,324	15,778	16,503	17,233
船員保険(再掲)	115	111	107	102	98
共済組合	3,591	3,676	3,134	3,218	3,296
福祉年金	400	329	268	215	171
総計(1)	32,363	33,940	35,765	37,405	39,062
総計(2)基礎のみ	29,279	30,105	31,094	31,925	32,735
(2)対前年度増加率	4.5%	2.8%	3.3%	2.7%	2.5%

- 注) 1. 旧法拠出制とは旧法の拠出制年金をいう。拠出制年金とは受給権の取得に保険料の拠出を要件とする年金をいい、無拠出の福祉年金と区別される。
2. 基礎のみ(再掲)は厚生年金保険の受給権(同一の年金種別)を持たない者の数である。
3. 1997年度(平成9年度)に旧三共済が厚生年金へ統合。

表9 平均被保険者期間・平均標準報酬月額

	1995年度 (平成7年度)		1996年度 (平成8年度)		1997年度 (平成9年度)		1998年度 (平成10年度)		1999年度 (平成11年度)	
	平均被保者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)	平均被保者 期間(月)	平均標準報 酬月額(円)
男子	389 (1.6%)	317,046 (1.2%)	391 (0.5%)	319,230 (0.7%)	395 (1.0%)	320,683 (0.5%)	397 (0.5%)	322,803 (0.7%)	401 (1.0%)	324,745 (0.6%)
女子	263 (1.5%)	172,925 (1.0%)	264 (0.4%)	173,938 (0.6%)	266 (0.8%)	177,297 (1.9%)	269 (1.1%)	178,205 (0.5%)	271 (0.7%)	179,088 (0.5%)
計	347 (0.9%)	268,360 (1.0%)	350 (0.9%)	271,037 (1.0%)	354 (1.1%)	275,269 (1.6%)	357 (0.8%)	276,911 (0.6%)	360 (0.8%)	279,241 (0.8%)

注) 括弧内は対前年度伸び率。

表10 厚生年金の定額単価及び乗率に関する経過措置

生年月日	施行日における年齢	乗率	定額単価 (昭和59年度価格)
昭和2年4月1日以前	59歳以上	1000分の10	2,400円
2年4月2日～昭和3年4月1日	58	9.86	2,323
3年4月2日～4年4月1日	57	9.72	2,249
4年4月2日～5年4月1日	56	9.58	2,176
5年4月2日～6年4月1日	55	9.44	2,106
6年4月2日～7年4月1日	54	9.31	2,039
7年4月2日～8年4月1日	53	9.17	1,974
8年4月2日～9年4月1日	52	9.04	1,910
9年4月2日～10年4月1日	51	8.91	1,849
10年4月2日～11年4月1日	50	8.79	1,790
11年4月2日～12年4月1日	49	8.66	1,733
12年4月2日～13年4月1日	48	8.54	1,676
13年4月2日～14年4月1日	47	8.41	1,623
14年4月2日～15年4月1日	46	8.29	1,570
15年4月2日～16年4月1日	45	8.18	1,520
16年4月2日～17年4月1日	44	8.06	1,471
17年4月2日～18年4月1日	43	7.94	1,424
18年4月2日～19年4月1日	42	7.83	1,379
19年4月2日～20年4月1日	41	7.72	1,334
20年4月2日～21年4月1日	40	7.61	1,291
21年4月2日以後	39歳以下	7.5	1,250

る世代は昭和14年生まれから昭和9年生まれ(施行日における年齢で46歳から51歳)に相当する。この世代の給付乗率は1000分の8.91～1000分の8.29である。給付乗率の圧縮と受給者コーホートの年金受給水準が相互に影響しあって年金給付の低い伸び率を示す結果となっていると考えられる。年金給付の分析において、60年改正のこの給付乗率圧縮の影響を分析することは、制度改正の影響をみる上で重要であろう。

社会保障給付費「年金」の伸び率が低かった理由をまとめると、公的年金受給者数の伸びの鈍化、物価スライド率の圧縮、60年改正(給付乗率の引き下げ)の影響などがあげられる。

第3部 まとめ

平成11年度は公的介護保険導入前年である。次年平成12年度より介護保険を社会保障給付費

の中でどのように位置づけていくかの検討を始め
ているところである。

平成10年度公表資料から採用したILO第19
次調査では、機能別分類を採用しているため受給
者を65歳以上と高齢者に限定した介護保険の給
付は「高齢」機能に分類される。問題は、日本が
独自に採用している3分類「医療」「年金」「福祉
その他」においてどの分類に位置づけるかである。
3分類は旧厚生省が公表してきた『社会保障の給
付と負担の将来見通し』で採用されている分類で
ありゴールドプランの導入時に「医療・年金・福
祉その他」の将来における割合を5対4対1から
5対3対2にシフトさせていくことが議論されて
以降一つの目標値として認識されている。旧厚生
省が平成12年10月に公表した同見通しでは、
2025年に社会保障給付費が207兆円となり、内
訳では年金が99兆円・医療が71兆円・福祉そ
の他が36兆円（内介護が21兆円）と予想されて
いる。構成割合では48%・34%・17%となっ
ている。平成11年度の3分類の割合は10年度と
同じであり、福祉その他の割合は1割から変化し
ていない。

従来から「福祉その他」という区分は医療と年
金を控除した残余という位置づけだが、分類名に
福祉が使われているために、一般には中身は「社
会福祉費用」だと誤解を受けやすくなっている。
最大のシェアを占めるのは「社会福祉」だが、同
規模で「失業」がある。したがって、3分類を採
用して「5対3対2」の議論をすすめていくと、
失業給付の増大によって実現した場合も、福祉の
充実という本来の目的を達することなく目標値だ
けが達成されるのである。3分類は我が国独自の
分類であり、諸外国との比較が困難である。また
ILOが第19次調査以降採用している機能別分類
では従来の方法で諸外国について3分類を推計す
ることができない。介護保険が導入される平成
12年度の社会保障給付費の推計を機に、分類方
法の見直しを行う必要を指摘したい。

国際比較データについては、ILOがデータの
更新を行っていない。国民所得データが更新され
たため、対国民所得比に変化はあったものの、昨
年と同様の情報しか公表できなかった。国際比較
についてはILOホームページよりダウンロード
したデータで、社会保障給付費の付録（国際比
較）pp. 33-35の元データを海外社会保障（138
号）に掲載している。

注

- 1) 季刊社会保障研究（第36巻第4号）平成10年
度社会保障費——解説と分析——を参照。
- 2) 報告1999年度厚生年金基金の資産運用実態調
査——厚生年金基金連合会運用調査部——、企
業年金 2000年10月号参照。
- 3) 報告2000年度厚生年金基金の資産運用実態調
査——厚生年金基金連合会運用調査部——、企
業年金 2001年10月号参照。
- 4) 繰り延べとは、その時の財政事情に応じて本
来負担すべき国庫負担額の一部を制度に対して
支出しないことを表す。将来運用収入相当分を
含めて返済される。
- 5) 年金受給者数の対前年度増加率の計算では国民
年金の受給者数には旧法拠出制と基礎のみを
合計した値を用いた。
- 6) 給付乗率とは将来にわたって年金の現役収入
の代替率を一定にするために、報酬比例部分の
給付額をコーホートごとに調整する目的で採用
されている。（報酬比例部分は、「平均標準報酬
月額×支給乗率×加入月数」で計算される。）表
10は昭和60年改訂時の給付乗率である。平成
12年改正によって給付の5%適正化で、給付乗
率はさらに引き下げられ、最低乗率が1000分の
7.125となった。

平成11年度社会保障給付費の推計作業および
とりまとめは、勝又幸子・宮里尚三が担当した。
本資料に関するお問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部
第3室 03-3595-2985（総合企画部直通）

又は 勝又幸子（YUKIKO-KA@ipss.go.jp）

（かつまた・ゆきこ 総合企画部第3室長）

（みやざと・なおみ 総合企画部研究員）

社会保障費用の国際比較

—Outline of International Data on *Cost of Social Security* by ILO—

勝又 幸子

はじめに

いずれの国においても、国の予算や決算を国民に説明する際に、どのくらいの資源が社会保障目的に投入されるかまたは投入されたかを国民に対して説明することが重要であるから、国内的には何らかの方法でこの種の費用統計の整備はかならず行っているものである。しかし、それらの費用統計はその国の社会保障制度枠組みの中でしか集計されていないので、国家間で比較するためには共通の枠組みで集計された費用が必要となる。そこで社会保障費用の国際比較を試みようとする場合、国際機関が整備した統計資料をつかうことが多い。国立社会保障・人口問題研究所が「社会保障給付費」として毎年公表しているのは、ILO（国際労働機関）の定める社会保障給付費の範囲で推計したものである。ILOでは1994年度分の推計から新しい定義（new concept）で集計されたデータを公表するようになった。ILOのホームページに掲載されたデータは1993年度までについては旧定義、いわゆる「制度別集計」となっており、社会保障給付費の公表資料においては脚注で「ILO第18次調査による」と表現されている。一方新定義、いわゆる「機能別集計」は、同公表資料において脚注では、「ILO第19次調査による」と表現されている。新定義による国際比較統計は1994年度から1996年度までの3年間分に限定されている。その上、報告している国が限られているため、従来「国際比較」として提供してき

た5カ国のうち3カ国（アメリカ、ドイツ、スウェーデン）についてしか最新のデータの入手ができないのが実情である。昨年12月に公表した「平成11年度社会保障給付費」の付録資料として掲載した「国際比較」は前年と国民所得データを除いて同じである。そこで、本稿では第19次調査において報告された新定義のILO社会保障費用を、「平成11年度社会保障給付費」の付録資料で比較した国（アメリカ、ドイツ、スウェーデン）について元データを紹介する。

第19次調査の表形式

ILOのホームページへは、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ（平成11年度社会保障給付費の概要）からリンクを利用してアクセスできるが、直接画面から見ることができるのは対GDP比率だけである。各国の通貨単位データは、ダウンロード形式になった表をホームページより入手する必要がある（本稿末にダウンロードした表の翻訳版を掲載した）。ホームページには第19次調査から採用された新定義に関する解説も掲載されている。[ILOのホームページURLは“Cost of Social Security 1990-96” <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>]

ILO基準の特徴は支出と収入を対にした統計表が入手できることである。ILO以外の国際比較統計としてはOECDの社会支出統計（Social Expenditure Database 2001）があるが、そこでは支

出データしか提供されていない。国際比較統計の中で収入構造を含んでいるのは、ILOとEUROSTAT(欧州連合統計局)のESSPROS(社会保障統計)だけである。日本との比較においては、ILOが唯一の国際比較統計となっている。

ILO支出データの表

新定義では支出を「社会保護給付」と「管理費」「その他支出」「積立金への繰り入れ」の4つに大きく分類し、さらに「社会保護給付」を機能別に9

分類している(機能別分類の定義については「平成11年度社会保障給付費」に参考表としてまとめてある)。図1はILOのホームページに掲載されているGDP比率を使って作図したものである。I~IXの合計がその国の社会保障給付費の規模をあらわしている。それぞれの国の機能別給付費割合は円グラフの通りである。老齢と保健医療がいずれの国においても最も大きなシェアを占めている。なお、給付の種類を現金と現物(サービス)に分類しているのも新定義の特徴である。

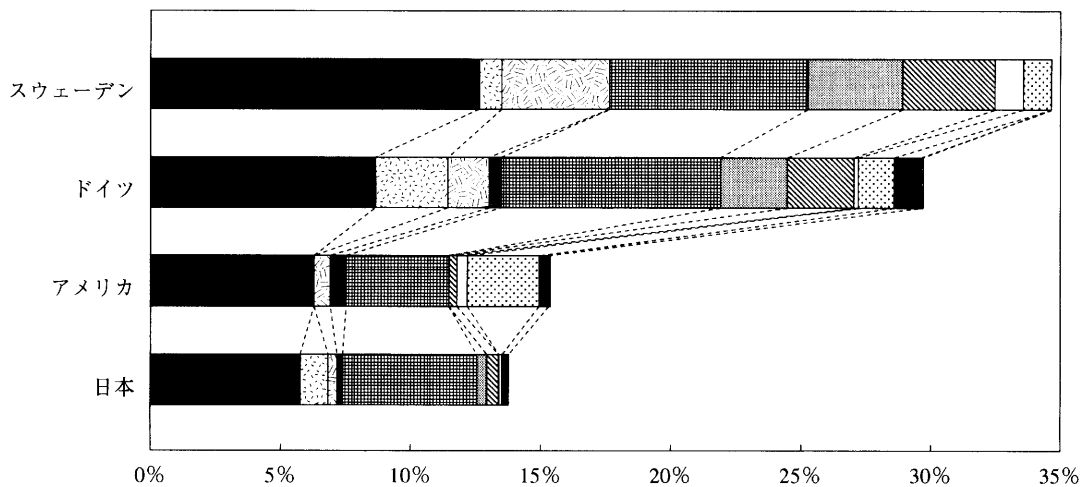
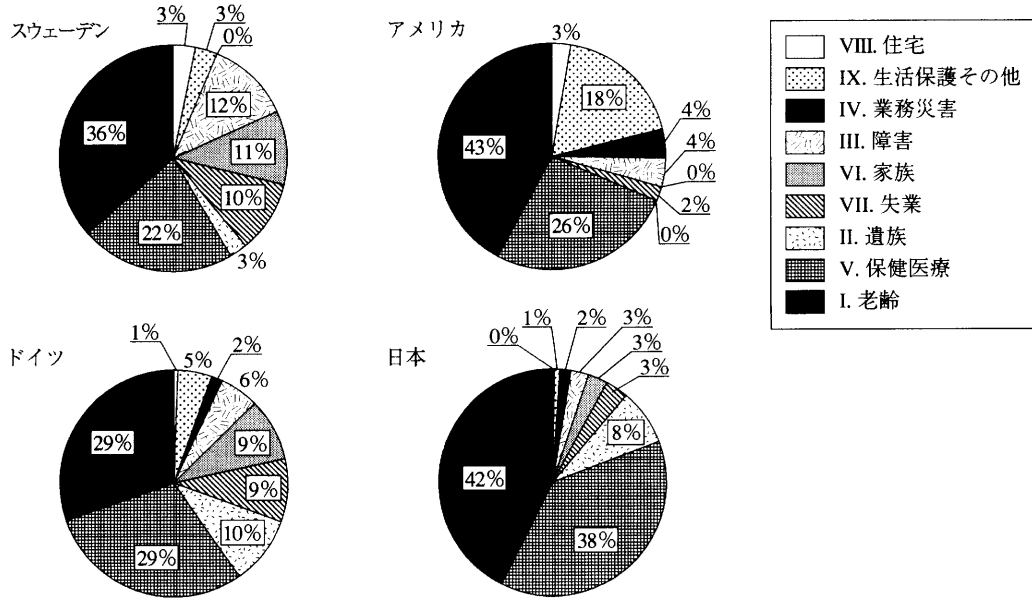
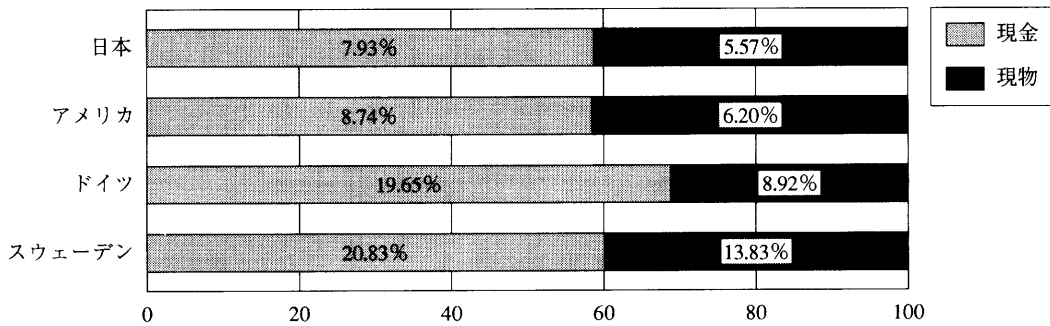


図1 機能別支出の割合(対GDP比率)



資料：ILO, *Cost of Social Security*.

図1(つづき) 機能別支出の割合(対GDP比率)



注1：値はGDP比率。

2：アメリカは1995年度，その他は1996年度。

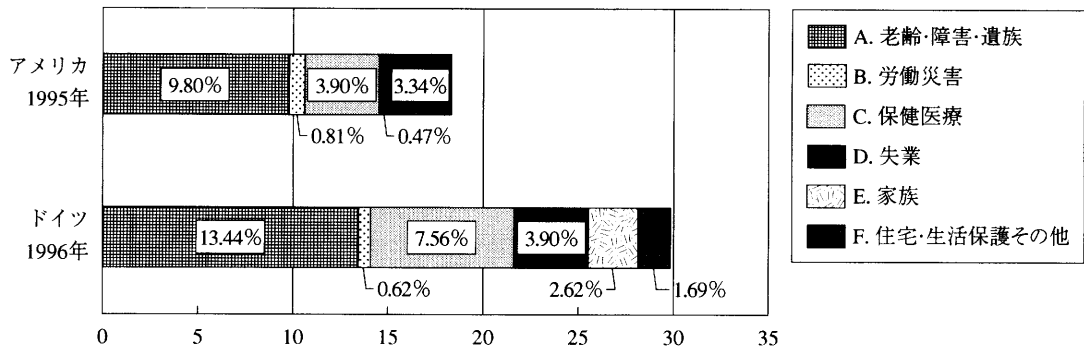
図2 現金と現物の割合

図2のドイツでは現金給付の割合がやや他の国より大きくなっている。その他3カ国では、いずれも6割が現金、4割が現物となっている。

ILO収入データの表

収入の源泉別に分類する方法は従来の財源構造集計とほぼ同じである。社会拠出として保険料拠出を事業主負担と被保険者負担に分類し、税財源としてそれを従来の中央政府と地方政府負担の

分類と同時に税体系の違い(目的税か一般税か)でさらに分割している。第19次調査の財源集計で特徴的なのは、機能別財源割合を示していることである。しかし給付分類の9分類で示しているのではなく、6分類にまとめられている。公的年金制度は老齢・障害・遺族の3種類の給付を同一制度内で実施していることから、それぞれの機能別には収入の分割が困難だからである。



資料：ILO, *Cost of Social Security 1993-1996*.

注：スウェーデンは収入データを報告していない。日本については、機能別財源割合の表を公表していない。

図3 機能別財源割合(対GDP比率)

ILO第19次調査による各国通貨単位の集計表
表1～4はILOホームページよりダウンロードした各国通貨単位の表の翻訳である。各国の表にはダウンロード形式で脚注がついている。各国間

で比較をする場合には、この脚注を丁寧に読むことが必要である。数値が入力されていない場合も、制度が存在しない場合と、何らかの理由で他の数値と合算されている場合がある。

表1 ILO基準第19次調査 支出表(集計表)

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0	580,920.0	568,988.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0	201,757.0	196,302.0
現金	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0	164,028.0	158,481.0
現物			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0	37,729.0	37,821.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現金			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現物								
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0	71,357.0	65,266.0
現金	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0	48,001.0	47,861.0
現物	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0	23,356.0	17,405.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3			
現金	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1			
現物	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3			
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0	125,732.0	121,848.0
現金			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0	28,702.0	29,587.0
現物	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0	97,030.0	92,261.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0	65,876.0	67,747.0
現金			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0	35,168.0	37,933.0
現物			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0	30,708.0	29,814.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0	64,606.0	66,378.0
現金	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0	54,610.0	57,407.0
現物			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0	9,996.0	8,971.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
現金	28,136.0	24,724.4						
現物			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0	17,790.0	17,917.0
現金	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0	11,228.0	11,070.0
現物	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0	6,562.0	6,847.0
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4			
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4			
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4						
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0	580,920.0	568,988.0

アメリカ

集計期間は10月1日～9月30日である。

支出

1. 「老齢」には遺族給付を含む。老齢保険や遺族年金保険、鉄道従業員退職年金、公務員退職年金、退役軍人年金および補償などの制度における現金給付を含む。
2. 遺族給付は「老齢」に含まれる。
3. 「障害」の現金給付に計上されているのは、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金である。現物給付(医療給付)は一時障害年金保険で給付される。
4. 「労働災害」に計上されている給付(現金および現物)は労働補償保険制度の給付である。
5. 「保健医療」に計上されている給付は医療給付である現物だけであり、現金給付は含まない。給付の中身は、メデイ

- ケア, 補足的医療保険, 公衆衛生, 退役軍人の入院および治療給付である。
6. 「家族」は該当無し。
 7. 「失業」給付には, 失業保険と鉄道従業者失業保険からの現金給付を含む。
 8. 「住宅」給付には, 公共住宅およびその関連の住宅政策を含む。
 9. 「生活保護その他」の現金給付には生活扶助の有期限の手当が, 現物給付には, メディケイドと福祉サービス給付が含まれる。

スウェーデン

「労働災害」の費用は「障害」の中に含まれる。

ドイツ

1. 「老齢・遺族・障害」は社会保険拠出が移転されている事に加えそれぞれが互いに影響しあっている。
2. 「遺族」には寡婦(寡夫)年金保険や遺児年金が含まれる。
3. 「保健医療」には様々な迂回した拠出が含まれる。
4. 「生活保護その他」は社会援護のもとに束ねられている。
5. 「失業」において, 早期退職年金は「老齢」に含まれる。
6. 「管理費」で, 「老齢・遺族・障害」の機能はそれぞれの給付支出の割合で按分している。

表2 ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0	580,920.0	568,988.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0	201,757.0	196,302.0
現金給付	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0	164,028.0	158,481.0
・退職年金	442,497.4	420,668.7	256,526.4	251,340.6	236,950.8	168,237.0	161,418.0	155,610.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			78.1	92.1	111.0			
・早期退職年金			37,351.0	29,946.8	24,309.7	1,710.0	2,370.0	2,564.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・一時金給付								
・退職金			293.2	390.8	571.0			
・その他の現金給付			7,351.2	5,326.2	681.6	166.0	240.0	307.0
現物給付			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0	37,729.0	37,821.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現金給付			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
・遺族年金			97,413.7	95,907.1	92,495.5	14,556.0	13,977.0	13,691.0
・寡婦(寡夫)年金			94,979.8	93,459.1	90,146.1	13,645.0	13,079.0	12,817.0
・遺児年金			2,433.9	2,448.1	2,349.4	911.0	898.0	874.0
・その他扶養家族								
・一括給付								
・遺族給付								
・その他の現金給付			1,239.3	1,251.2	1,205.5			
・上記給付のうち, 埋葬補助給付			506.3	487.7	468.9			
現物給付			10.0	10.0	10.0			
・埋葬費			10.0	10.0	10.0			
・その他								

表 2(つづき) ILO 基準第 19 次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0	71,357.0	65,266.0
現金給付	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0	48,001.0	47,861.0
・ 重度障害年金	43,170.0	39,808.8	33,791.0	32,802.1	30,530.7	42,739.0	43,538.0	43,459.0
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 軽度障害年金								
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 早期退職年金								
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 一括給付金								
・ 障害給付金								
・ その他の現金給付			5,644.1	4,897.2	2,467.3	3,641.0	4,463.0	4,402.0
現物給付	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0	23,356.0	17,405.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3			
現金給付	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1			
被保険者に対する現金給付	26,750.0	27,426.0	10,815.0	10,618.1	10,429.9			
・ 一時的(期限付き)現金給付			1,173.1	1,155.8	1,149.8			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 恒久的障害によって就労不能期間に長期的に現金給付される現金給付(年金)			8,776.8	8,656.1	8,483.5			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			198.5	194.6	190.1			
・ その他の現金給付			666.7	611.6	606.5			
遺族に対する現金給付			1,549.8	1,550.2	1,536.2			
・ 被保険者の扶養者に対する給付で期間を定められたもの			1,491.1	1,492.0	1,478.6			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ その他の現金給付			58.7	58.2	57.6			
現物給付	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3			
・ 医療の現物給付			3,472.1	3,541.7	3,394.3			
・ 償還払いの費用			432.5	400.0	352.0			

表 2(つづき) ILO 基準第 19 次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0	125,732.0	121,848.0
現金給付			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0	28,702.0	29,587.0
・ 傷病手当金			64,658.4	67,913.6	60,898.6			
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 出産手当		4,022.4	4,019.3	3,875.5				
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ その他の現金給付			1,638.4	1,614.1	1,636.8			
現物給付(医療)	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0	97,030.0	92,261.0
・ 入院患者に対する現物給付			90,802.0	89,466.7	85,253.4	49,974.0	48,710.0	45,742.0
・ 外来患者に対する現物給付			131,960.4	124,518.1	116,773.7	51,017.0	46,394.0	44,434.0
・ 診療						37,500.0	33,986.0	33,400.0
・ 薬剤			35,558.1	33,421.3	31,039.3	13,517.0	12,408.0	11,034.0
・ その他			5,395.5	6,100.9	7,991.4	1,806.0	1,926.0	2,085.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0	65,876.0	67,747.0
現金給付			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0	35,168.0	37,933.0
・ 定期的な現金支払い			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,583.0	35,144.0	37,911.0
・ その他の現金給付						24.0	24.0	22.0
現物給付			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0	30,708.0	29,814.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0	64,606.0	66,378.0
現金給付	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0	54,610.0	57,407.0
・ 正規失業手当	21,772.0	29,981.8	48,947.0	43,053.5	44,942.6	37,565.0	40,564.0	40,347.0
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 特別失業手当							45.0	77.0
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 退職/余剰手当								
・ その他の現金給付			28,615.0	30,244.6	32,226.8	14,028.0	14,001.0	16,983.0
現物給付			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0	9,996.0	8,971.0
・ 求職サービス			126.2	110.2	92.3	232.0	205.0	78.0
・ 訓練			8,002.1	7,192.2	6,717.5	7,854.0	9,771.0	8,886.0
・ その他の現物給付			4,450.8	4,096.0	3,898.1		20.0	7.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
現金給付								
・ 家賃補助金								
現物給付			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
・ 家賃補助			5,508.2	5,149.0	5,044.0			
・ 家主補助金			637.8	607.0	672.0			
・ その他の現物給付						18,441.0	19,825.0	19,839.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0	17,790.0	17,917.0
現金給付	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・ 定期的現金給付			28,864.6	27,696.5	26,415.7	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・ その他の現金給付			2,949.2	2,846.8	2,543.9			
現物給付	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0	6,562.0	6,847.0

表 2(つづき) ILO 基準第 19 次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク	1996 百万クローネ	1995 百万クローネ	1994 百万クローネ
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4			
・老齢	4,297.3	14,637.6	6,361.3	6,337.0	5,288.7			
・遺族			2,052.3	2,122.6	1,879.2			
・障害	1,281.1	1,222.9	1,161.8	1,050.3	851.2			
・労働災害	1,360.0	1,394.0	2,208.0	2,202.6	2,124.5			
・保健医療	3,019.4	2,996.6	12,471.3	11,769.8	12,028.9			
・家族			2,233.7	2,875.0	2,696.3			
・失業	3,315.0	3,214.6	7,310.4	6,485.4	6,570.6			
・住宅			493.5	464.1	475.0			
・生活保護その他	12,402.0	12,529.6	2,781.2	2,881.0	2,765.0			
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4			
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4						
法律上定められた移転	4,478.0	3,920.4						
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0	580,920.0	568,988.0

表3 ILO基準第19次調査 収入表(集計表)

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料拠出	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料拠出	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料拠出	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
IV. 積立金からの繰り入れ					
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料拠出	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
IV. 積立金からの繰り入れ					
E. 家族			185,882.2	140,429.7	137,067.0
I. 社会保険料拠出			92,941.1	70,214.9	68,533.5
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7
I. 社会保険料拠出	615,768.4	593,736.8	699,743.3	677,246.7	650,153.9
1. 事業主拠出	331,236.8	325,166.7	387,379.4	380,047.3	364,804.5
・実際の社会保険料拠出			289,243.3	280,136.0	270,863.9
・うち民間事業主			248,994.1	241,024.5	232,333.2
・うち政府事業主			40,249.2	39,111.5	38,530.7
・インビューテッド拠出			98,136.1	99,911.3	93,940.6
2. 被保険者からの拠出	284,531.6	268,570.1	312,363.9	297,199.4	285,349.4
・うち内被用者			253,912.5	243,171.3	235,023.0
・うち自営業者			12,963.2	12,739.2	11,606.5
・うち年金生活者			44,958.2	40,938.9	38,359.9
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	503,344.2	461,856.4	330,777.2	296,821.2	286,566.4
1. 目的税	34,365.0	33,671.2			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	468,979.2	428,185.2	330,777.2	296,821.2	286,566.4
・中央政府			201,012.8	191,645.0	184,925.3
・その他地方政府			129,764.5	105,176.2	101,641.2
III. その他の収入	164,613.0	156,744.4	25,902.8	22,982.3	19,808.3
・資産収入	164,254.0	156,325.7	15,316.5	14,550.0	13,976.7
・その他	359.0	418.7	10,586.3	8,432.3	5,831.7
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

表 4 ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
1. 事業主拠出	228,455.8	221,537.3	179,686.8	172,695.5	166,671.4
・実際の社会保険料拠出			148,047.0	141,725.2	135,060.7
・うち民間事業主			124,261.5	118,650.3	112,746.9
・うち政府事業主			23,785.5	23,074.9	22,313.8
・インビューテッド拠出			31,639.8	30,970.3	31,610.7
2. 被保険者からの拠出	212,495.6	202,480.0	150,030.1	139,800.5	131,420.1
・うち被用者			131,890.7	124,768.1	119,097.6
・うち自営業者			9,030.4	8,696.0	7,711.5
・うち年金生活者			9,109.0	6,336.4	4,611.0
・うちその他の人					
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
1. 目的税	5,511.0	5,726.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	89,586.2	68,220.4	129,009.5	125,169.9	119,928.6
・中央政府			117,636.8	114,216.5	109,805.4
・その他地方政府			11,372.7	10,953.4	10,123.2
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
・資産収入	148,741.0	141,094.7	13,096.3	11,840.0	11,077.9
・その他			4,257.6	3,066.7	1,349.0
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

アメリカ

「老齢・障害・遺族」に関する脚注：

事業主拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険，鉄道従業者一時障害年金保険，公務員一時障害年金保険

被保険者からの拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険
目的税には次の制度からの収入が含まれる。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，障害年金保険

一般歳入は，老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，
退役軍人年金および補償，障害年金保険。

「その他の収入および資産収入」については，次の制度からの収入を含む。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険

表 4 (つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
1. 事業主拠出	55,834.0	59,150.0	17,280.5	17,726.7	16,831.7
・実際の社会保険料拠出			17,280.5	17,726.7	16,831.7
・うち民間事業主			15,382.6	15,828.8	15,011.2
・うち政府事業主			1,897.9	1,897.9	1,820.5
・インビューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			2,522.8	2,633.1	2,485.0
・うち被用者					
・うち自営業者			2,522.8	2,633.1	2,485.0
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
・中央政府			666.6	656.9	660.0
・その他地方政府			181.5	140.4	139.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
・資産収入			1,047.0	1,069.6	1,099.1
・その他			159.6	84.8	74.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「労働災害」の収入：労働災害補償保険の事業主拠出である。

表 4(つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
1. 事業主拠出	46,263.0	43,686.3	144,947.5	143,951.7	136,220.4
・実際の社会保険料拠出			78,451.2	75,010.7	73,890.5
・うち民間事業主			69,242.2	66,219.6	64,866.1
・うち政府事業主			9,208.9	8,791.2	9,024.4
・インビューテッド拠出			66,496.3	68,940.9	62,329.9
2. 被保険者からの拠出	72,036.0	66,090.1	117,487.4	112,573.7	110,544.7
・うち被用者			80,228.2	76,561.2	75,385.7
・うち自営業者			1,410.0	1,410.0	1,410.0
・うち年金生活者			35,849.2	34,602.5	33,749.0
・うちその他の人					
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
・中央政府			2,045.8	2,050.3	1,988.2
・その他地方政府			90.8	88.1	83.4
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
・資産収入	12,806.0	12,709.0	1,086.0	1,521.7	1,666.3
・その他	359.0	418.7	2,141.1	1,424.0	1,430.3
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「保健医療」の収入：事業主拠出はメディケイドから、被保険者拠出はメディケア、補足的医療保険。

「一般歳入」はメディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人医療保険が含まれる。

「資産収入」はメディケア、補足的医療保険からの収入を含む。

「その他」はメディケア、補足的医療保険のその他の収入を合わせている。

表 4(つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
1. 事業主拠出	684.0	793.1	45,464.6	45,673.4	45,081.0
・実際の社会保険料拠出			45,464.6	45,673.4	45,081.0
・うち民間事業主			40,107.7	40,325.8	39,709.0
・うち政府事業主			5,356.8	5,347.6	5,372.0
・インビューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			42,323.6	42,192.1	40,899.7
・うち被用者			41,793.6	41,842.1	40,539.7
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
1. 目的税	28,854.0	27,944.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	573.0	2,555.6	48,319.3	40,238.0	39,080.1
・中央政府			47,475.3	39,344.6	38,161.6
・その他地方政府			844.0	893.4	918.6
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
・資産収入	2,707.0	2,522.0	87.2	118.7	133.4
・その他			1,791.8	1,508.7	584.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「失業」の収入：事業主拠出は失業保険と鉄道従業員失業保険の事業主拠出である。
 目的税、一般歳入、資産収入は失業保険からの収入である。

表 4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
E. 家族			92,941.1	70,214.9	68,533.5
I. 社会保険料					
1. 事業主拠出					
・実際の社会保険料拠出					
・うち民間事業主					
・うち政府事業主					
・インビュテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出					
・うち被用者					
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人					
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入			90,704.9	67,866.8	66,140.6
・中央政府			28,572.3	30,887.6	29,953.1
・その他地方政府			62,132.7	36,979.2	36,187.5
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
・資産収入					
・その他			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
・中央政府			4,616.0	4,489.0	4,357.0
・その他地方政府			55,142.8	56,121.7	54,188.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7

アメリカ

「住宅」「生活保護」制度の収入：一般歳入は公的扶助や住宅に係る収入である。

スウェーデン

収入のデータは無し。

(かつまた・ゆきこ

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)